

2025年10月1日



## 後見支援預金の対象者を「保佐」「補助」類型に拡大した取扱開始について ～静岡県内全9信用金庫で開始、「保佐」「補助」類型への拡大は全国初～

浜松いわた信用金庫（理事長 高柳 裕久、以下「当金庫」）では、2025年10月1日より後見支援預金の取扱い対象者を「保佐」「補助」類型に拡大します。

本件は、静岡県内全9信用金庫で取扱いを開始するものであり、全国で初めての取組みとなります。

記

### 1. 概要

当金庫をはじめ、静岡県内の信用金庫では、2017年より全国初めての取組みとして後見支援預金の取扱を開始し、静岡県内各地で多くの方々にご利用いただいております。また、現在では後見支援預金の取扱いは全国各地の金融機関に広がっています。

しかしながら、これまでの後見支援預金は利用対象者を「後見」類型のみとしており、「保佐」「補助」類型においても、成年後見制度利用者の財産保護が求められていました。

今般、一般社団法人静岡県信用金庫協会から静岡家庭裁判所に対して静岡県内9信用金庫全体で取り組むものとして提案を行い、同裁判所の了解のもと取扱開始に至りました。

後見支援預金の対象を、「保佐」「補助」類型に拡大するのは全国で初めての取組みとなります。当金庫としては、後見支援預金の利用対象者の拡大により、より多くの成年後見制度利用者の財産保護・利便性確保を図ることで、地域金融機関としての社会貢献を果たしていく所存です。

### 2. 後見支援預金について

後見支援預金とは、成年後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、後見支援預金として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理する預金です。



### 3. 改定内容

改定予定日	2025年10月1日(水)	
	改定前	改定後
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見人</li><li>・未成年後見人</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見人</li><li>・未成年後見人</li><li>・保佐人 (今回追加)</li><li>・補助人 (今回追加)</li><li>・被保佐人 (今回追加)</li><li>・被補助人 (今回追加)</li></ul>

以上

【本件に関するお問合せ先】

ソリューション支援部 パーソナルサポート課 曽布川・藤田・杉山

TEL 053-450-3310 (平日 9:00~17:00)

